

受付番号			
下記の理由により設置してよろしいか 未整備、分筆、その他（ ）のため	課長	係長	係員

## 公共枿及び取付管設置申請書

令和 年 月 日

あて先) 福岡市長

設置場所 \_\_\_\_\_

申請者名 \_\_\_\_\_ 印

設置時期 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日ごろまでの設置を希望  
(※申請日より公共枿設置まで2ヶ月以上の期間を要します)

排水設備新設等計画確認申請を行うにあたり、公共枿及び取付管が無い  
ため、下記<特記事項>および別紙「公共汚水枿及び取付管設置申請について」の内容を了承の上、関係資料を添えて公共枿及び取付管の設置を申請します。

排水設備指定工事店 \_\_\_\_\_ 印

TEL \_\_\_\_\_

### <特記事項>

- ・申請日より公共枿設置まで2ヶ月以上※の期間を要します。  
(※ 年末や年度末などの申請が多い時期は、上記以上の期間が必要になります。)
- ・年度内に設置を希望される場合は、12月上旬まで※に申請して下さい。  
(※ 受付期限は、11月上旬頃に下水道管理課窓口及び道路下水道局ホームページに掲載します。)  
受付期限より後に申請されたものについては、翌年度の5月末以降の設置となります。
- ・地下埋設物が支障となり、埋設物の移設が必要となった場合は、各下水道課での整備となるため、1年～1年半の期間が必要となります。
- ・地下埋設状況により、公共枿の位置や深さの変更が余儀なくされる場合があります。  
宅地側の最終枿の設置及び取付管への接続は、公共枿設置後をお願いします。

道路下水道局 受付者： \_\_\_\_\_ 指定工事店 提出者(受理者)： \_\_\_\_\_

申請受付時に写しを返却。

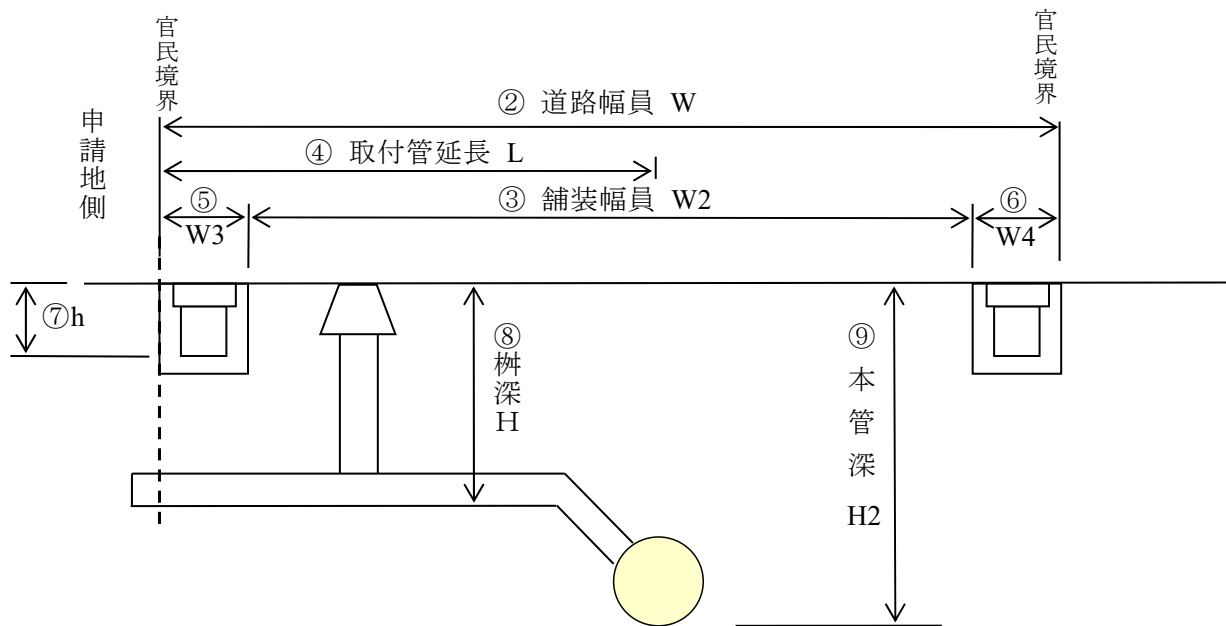
現況断面図

排水設備指定工事店

担当者

連絡先

設置場所



- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 1. 舗装種別 (一般舗装) タイプ | 2. 道路幅員 (W)       |
| (特殊舗装) タイプ         | 4. 取付管延長 (L)      |
| 3. 舗装幅員 (W2)       | 6. 側溝幅 (W4)       |
| 5. 側溝幅 (W3)        | 8. 樹深さ (H)        |
| 7. 側溝深 (h)         | 9. 本管深 (H2)       |
|                    | 管径 (φ ) 管種 ( )    |
|                    | (下水道台帳施設平面図での確認可) |

※水路、雨水渠、他の埋設物などの情報があれば図中に記入すること。

※歩車道にまたがる場合には各々の幅を記入すること。

※上記の記載事項に、重要な誤りがあることが判明した場合は、受付を取り消す場合があります。

申請書類チェック欄 (※設置位置等を赤書きすること)

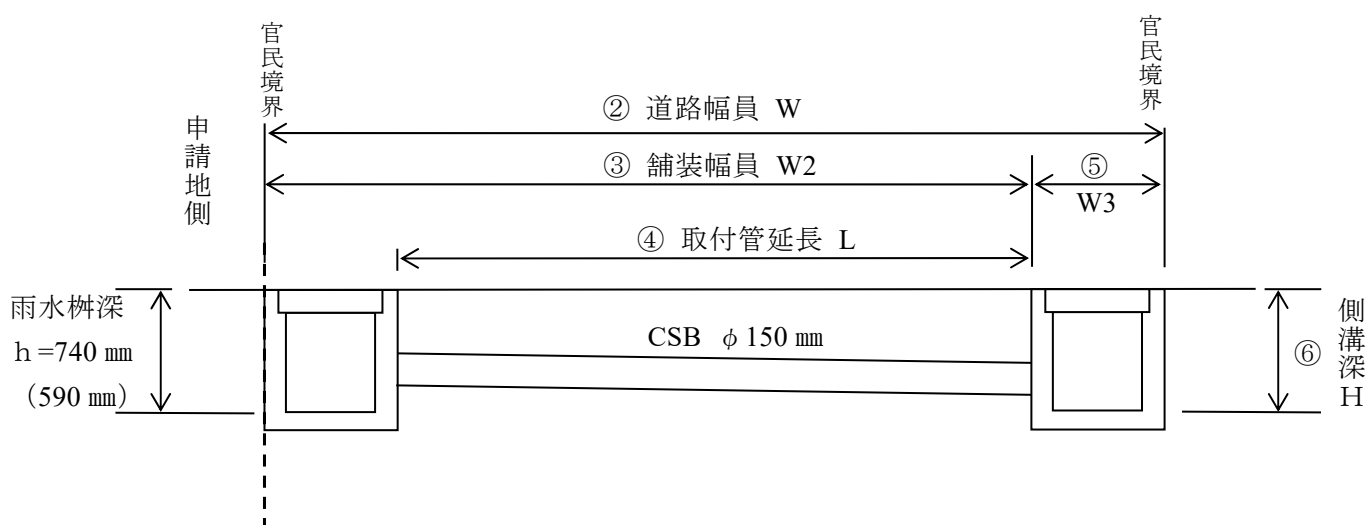
- |  |                                |                              |
|--|--------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 公共柵及び取付管設置申請書 | <input type="checkbox"/> 現況断面図 | <input type="checkbox"/> 位置図 |
| <input type="checkbox"/> 下水道台帳施設平面図    | <input type="checkbox"/> 字図    |                              |
| <input type="checkbox"/> 排水設備新設等確認申請書  | <input type="checkbox"/> 現地写真  |                              |

現況断面図 (雨水枳)

排水設備指定工事店 \_\_\_\_\_

担当者 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

設置場所 \_\_\_\_\_



- |              |            |              |
|--------------|------------|--------------|
|              | (一般舗装) タイプ |              |
| 1. 舗装種別      | (特殊舗装) タイプ | 2. 道路幅員 (W)  |
| 3. 舗装幅員 (W2) |            | 4. 取付管延長 (L) |
| 5. 側溝幅 (W3)  |            | 6. 側溝深 (H)   |

※水路、雨水渠、他の埋設物などの情報があれば図中に記入すること。

※歩車道にまたがる場合には各々の幅を記入すること。

※上記の記載事項に、重要な誤りがあることが判明した場合は、受付を取り消す場合があります。

申請書類チェック欄 (※設置位置等を赤書きすること)

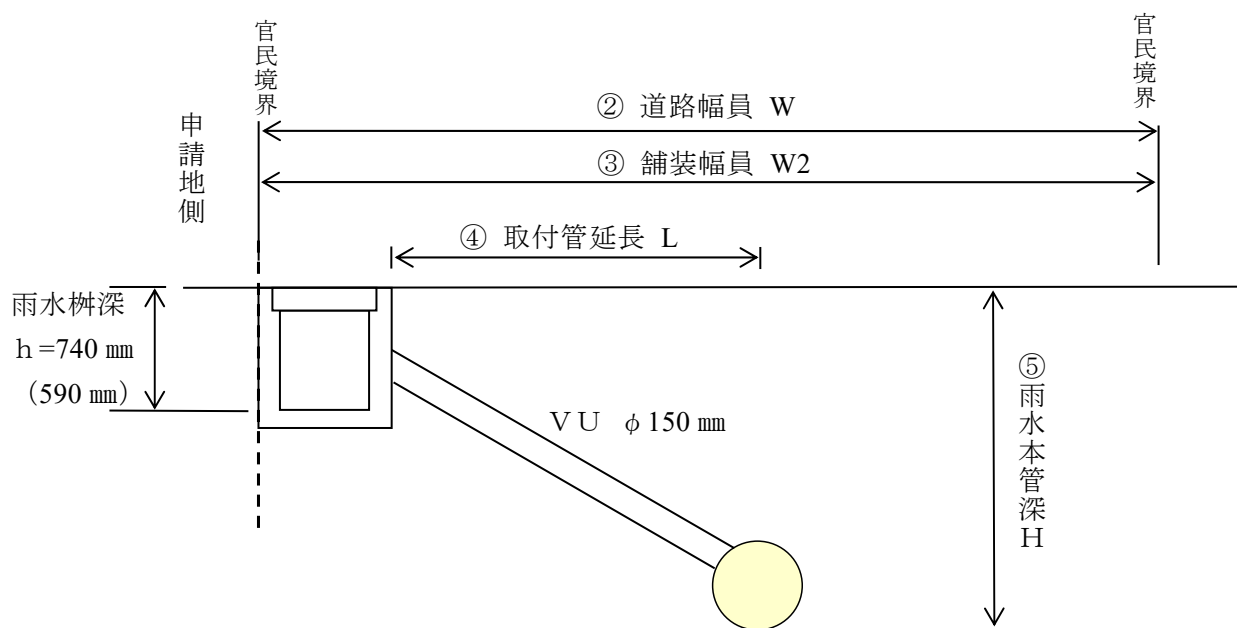
<input type="checkbox"/> 公共枳及び取付管設置申請書	<input type="checkbox"/> 現況断面図	<input type="checkbox"/> 位置図
<input type="checkbox"/> 下水道台帳施設平面図	<input type="checkbox"/> 字図	
<input type="checkbox"/> 排水設備新設等確認申請書	<input type="checkbox"/> 現地写真	

現況断面図 (雨水枳)

排水設備指定工事店 \_\_\_\_\_

担当者 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

設置場所 \_\_\_\_\_



- |              |            |              |
|--------------|------------|--------------|
|              | (一般舗装) タイプ |              |
| 1. 舗装種別      | (特殊舗装) タイプ | 2. 道路幅員 (W)  |
| 3. 舗装幅員 (W2) |            | 4. 取付管延長 (L) |
| 5. 雨水本管深 (H) |            |              |

※水路、雨水渠、他の埋設物などの情報があれば図中に記入すること。

※歩車道にまたがる場合には各々の幅を記入すること。

※上記の記載事項に、重要な誤りがあることが判明した場合は、受付を取り消す場合があります。

申請書類チェック欄 (※設置位置等を赤書きすること)

<input type="checkbox"/> 公共枳及び取付管設置申請書	<input type="checkbox"/> 現況断面図	<input type="checkbox"/> 位置図
<input type="checkbox"/> 下水道台帳施設平面図	<input type="checkbox"/> 字図	
<input type="checkbox"/> 排水設備新設等確認申請書	<input type="checkbox"/> 現地写真	

# 公共汚水柵及び取付管設置申請について

道路下水道局下水道管理課

## 1. 公共下水道事業計画区域内における公共汚水柵設置基準

### <汚水柵の設置基準>

・公費での設置は、原則として土地1筆につき1個までとする。

- (1) 公共汚水柵の公費設置における土地1筆につき1個の考え方  
土地が2筆以上あっても建物が1つであれば1筆と見なします。
- (2) 「公費」で設置する場合
  - 1) 家屋等未整備の宅地。
  - 2) 分筆により増えた宅地。
  - 3) 複数の整備済み宅地において、土地区画の再編等により、既存の公共汚水柵が利用できない宅地。
- (3) 「自費」で設置する場合
  - 1) 家屋等整備済みで、宅地側の都合により、新たに必要となった場合。
  - 2) 宅地形状の変更等により、既設汚水柵が使用できなくなった場合。
  - 3) その他必要な場合。

※原則として、不要となった既設公共柵は自費にて撤去。

## 2. 公費（下水道管理課）で設置できる公共汚水柵の設置条件

■下水道管理課で設置できる公共汚水柵は、次の条件を”すべて満たす” 場合です。

- (1) 公共下水道事業計画区域内であること。
- (2) 申請する土地に対する公共汚水柵及び取付管がないこと。
- (3) 申請日より公共柵設置までの期間が2ヶ月以上確保できること。  
(※ 年末や年度末等の申請が多い時期は、上記以上の期間が必要になります。)
- (4) 地盤面から本管の管頂までの深さが2.8m未満であること。
- (5) 取付管径がφ150mmであること。
- (6) 取付管延長が10m未満であること。
- (7) 汚水柵深が1.5m未満であること。
- (8) カラー舗装や排水性舗装等の特殊舗装道路でないこと。  
(※ アスファルト舗装道(A,B,C,D,歩道舗装、透水性舗装)、インターロッキングブロック歩道、すべり止め舗装、路面カラー塗装は対応可能。)
- (9) 河川占用許可、国道占用許可等の許可申請が必要でないこと。
- (10) 水路等の下越しの施工となる土地においては、水路や側溝等を含めた下越しの総延長が1.5m未満であること。
- (11) その他特殊な事情がないこと。

※「上記条件に該当しない場合」および「着手後に地下埋設物が支障となることが判明し、埋設物の移設が必要となった場合」は、各下水道課での対応となるため、1年～1年半の期間が必要となりますので、早めの事前協議をお願いします。なお、事前協議及び申請書の提出は下水道管理課で受け付けます。

### ■提出書類

- (1) 公共柵及び取付管設置申請書
- (2) 現況断面図（施工計画及び掘削申請に必要な情報を記入。）
- (3) 位置図
- (4) 字図
- (5) 下水道台帳施設平面図（汚水柵設置位置を正確に記入。）
- (6) 排水設備新設等計画確認申請書
- (7) 現地写真（本管位置と引き込み位置を記入。）

### ■注意事項

- (1) 公共柵の設置位置は、現地状況により変わることがありますので、十分留意して下さい。
- (2) 申請書の提出に際しては必要書類を揃えて下水道管理課と協議して下さい。
- (3) 確認申請書の工事予定期間は必ず記入して下さい。
- (4) 「公共汚水柵及び取付管設置申請書」を受付後、申請書に重要な誤りがあることが判明した場合は、受付を取り消す場合があります。